

令和 8 年度 仕 様 書

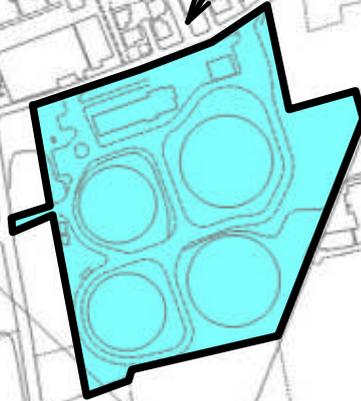
委 託 名	上水道水質分析業務委託(単価契約)
委 託 場 所	川越市大字中福360番地
委 託 大 要	<p>委託大要</p> <p>水質分析(単価契約) 一式</p> <p>委託期間</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>



案内図

委託場所

中福受水場



(川越市大字中福360番地)

県道
川越
所沢
線

令和8年度上水道水質分析業務委託（単価契約）

分析項目一覧表（税抜き単価及び案分率）

	番号	項目	単価（円）	案分率（％）
	1	一般細菌		0.142
	2	大腸菌		0.297
	3	カドミウム及びその化合物		0.179
	4	水銀及びその化合物		0.353
	5	セレン及びその化合物		0.179
	6	鉛及びその化合物		0.179
	7	ヒ素及びその化合物		0.179
	8	六価クロム化合物		0.179
	9	亜硝酸態窒素		0.272
	10	シアニ化物イオン及び塩化シア		0.297
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.347
	12	フッ素及びその化合物		0.154
	13	砒素及びその化合物		0.179
	14	四塩化炭素		0.229
	15	1,4-ジチオキサ		0.229
	16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.229
	17	ジクロロメタン		0.229
	18	テトラクロロエチレン		0.851
	19	トリクロロエチレン		0.851
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノール		10.646
	21	ベンゼン		0.229
	22	塩素酸		0.467
	23	クロロ酢酸		0.235
	24	クロロホルム		0.229
	25	ジクロロ酢酸		0.235
	26	ジブromクロロメタン		0.229
	27	臭素酸		0.520
	28	総トリハロメタン		0.229
	29	トリクロロ酢酸		0.235
	30	ブromジクロロメタン		0.229
	31	ブromホルム		0.229
	32	ホルムアルデヒド		0.432
	33	亜鉛及びその化合物		0.179
	34	アルミニウム及びその化合物		0.179
	35	鉄及びその化合物		0.179
	36	銅及びその化合物		0.179
	37	ナトリウム及びその化合物		0.160
	38	マンガン及びその化合物		0.179
	39	塩化物イオン		0.062
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		0.142
	41	蒸発残留物		0.440
	42	陰イオン界面活性剤		1.183
	43	ジエチルアミン		1.263
	44	2-メチルイソプロパノール		1.263

水質基準項目

	番号	項目	単価（円）	案分率（％）
水質基準項目	45	非イオン界面活性剤		1.597
	46	フェノール類		1.703
	47	有機物(TOC)		0.062
	48	pH値		0.037
	49	味		0.037
	50	臭気		0.037
	51	色度		0.037
	52	濁度		0.037
水質管理目標設定項目	53	アミン及びその化合物		0.216
	54	ウラン及びその化合物		0.216
	55	ニッケル及びその化合物		0.216
	56	1,2-ジクロロエタン		0.235
	57	トルエン		0.235
	58	ブrom酸ジ（2-エチルヘキシル）		1.733
	59	亜塩素酸		0.667
	60	二酸化塩素		0.808
	61	ジクロロアセトリル		1.204
	62	抱水コロイド		1.204
	63	農薬類（内訳書第3号のとおり）		45.849
	64	残留塩素		0.050
	65	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		0.173
	66	マンガン及びその化合物		0.204
	67	遊離炭酸		0.371
	68	1,1,1-トリクロロエタン		0.851
	69	メチル tert-ブチルエーテル		0.241
	70	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）		0.377
71	臭気強度（TON）		0.991	
72	蒸発残留物		0.441	
73	濁度		0.037	
74	pH値		0.037	
75	腐食性（ランゲリア指数）		1.378	
76	従属栄養細菌		1.005	
77	1,1-ジクロロエチレン		0.278	
78	アルミニウム及びその化合物		0.179	
要検討の一部	79	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 ※実施する場合No.20とセット		3.549
指標菌	80	大腸菌（定量）※No.2の検査で異常があった場合の再検査として実施。		0.680
	81	嫌気性芽胞菌		0.689
放射性物質	82	セシウム134		1.112
	83	セシウム137		1.112
水道用薬品	84	有効塩素（単位：％）		0.875
	85	塩素酸（単位：mg/kg）		1.366
	86	臭素酸（単位：mg/kg）		1.473
	87	アンモニア態窒素		0.556
	88	運搬		0.739
		合計		100.000

令和8年度上水道水質分析業務委託（単価契約） 予定検体数

	番号	項目	予定検体数
水質基準項目	1	一般細菌	162
	2	大腸菌	285
	3	カドミウム及びその化合物	98
	4	水銀及びその化合物	98
	5	セレン及びその化合物	98
	6	鉛及びその化合物	98
	7	ヒ素及びその化合物	98
	8	六価クロム化合物	98
	9	亜硝酸態窒素	98
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	98
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	271
	12	フッ素及びその化合物	98
	13	砒素及びその化合物	98
	14	四塩化炭素	98
	15	1,4-ジクロロベンゼン	98
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	98
	17	ジクロロメタン	98
	18	テトラクロロエチレン	141
	19	トリクロロエチレン	141
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノール	98
	21	ベンゼン	98
	22	塩素酸	68
	23	クロロ酢酸	52
	24	クロロホルム	52
	25	ジクロロ酢酸	52
	26	ジブromクロロメタン	52
	27	臭素酸	52
	28	総トリハロメタン	52
	29	トリクロロ酢酸	52
	30	ブromクロロメタン	52
	31	ブromホルム	52
	32	ホルムアルデヒド	52
	33	亜鉛及びその化合物	98
	34	アルミニウム及びその化合物	98
	35	鉄及びその化合物	98
	36	銅及びその化合物	98
	37	ナトリウム及びその化合物	98
	38	マンガン及びその化合物	98
	39	塩化物イオン	162
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	98
	41	蒸発残留物	98
	42	陰イオン界面活性剤	98
	43	ジエオキシ	154
	44	2-メチルイソブチルアルコール	154

	番号	項目	予定検体数
水質基準項目	45	非イオン界面活性剤	98
	46	フェノール類	98
	47	有機物(TOC)	162
	48	pH値	162
	49	味	116
	50	臭気	162
	51	色度	162
	52	濁度	162
水質管理目標設定項目	53	アミン及びその化合物	8
	54	ウラン及びその化合物	8
	55	ニッケル及びその化合物	8
	56	1,2-ジクロロエタン	8
	57	トルエン	8
	58	ブrom酸（2-エチルヘキシル）	8
	59	亜塩素酸	0
	60	二酸化塩素	0
	61	ジクロロアセトリル	8
	62	抱水コロイド	8
	63	農薬類（内訳書第3号のとおり）	8
	64	残留塩素	0
	65	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	0
	66	マンガン及びその化合物	0
	67	遊離炭酸	8
	68	1,1,1-トリクロロエタン	8
69	メチル-tert-ブチルエーテル	8	
70	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	8	
71	臭気強度（TON）	8	
72	蒸発残留物	0	
73	濁度	0	
74	pH値	0	
75	腐食性（ランゲリア指数）	8	
76	従属栄養細菌	8	
77	1,1-ジクロロエチレン	8	
78	アルミニウム及びその化合物	0	
要検討の一部	79	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 ※実施する場合No.20とセット	0
指標菌	80	大腸菌（定量）※No.2の検査で異常があった場合の再検査として実施。	0
	81	嫌気性芽胞菌	164
放射性物質	82	セシウム134	28
	83	セシウム137	28
水道用薬品	84	有効塩素（単位：％）	16
	85	塩素酸（単位：mg/kg）	16
	86	臭素酸（単位：mg/kg）	8
	87	アンモニア態窒素	42
	88	運搬	63
		合計	6,131

令和8年度 月別予定検体数

番号	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	臨時	予定検体数※
1	一般細菌	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	162
2	大腸菌	14	22	29	23	25	26	18	18	29	24	37	12	8	285
3	鉛及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
4	水銀及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
5	セレン及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
6	鉛及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
7	ヒ素及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
8	六価クロム化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
9	亜硝酸態窒素	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	13	23	21	28	30	26	23	13	21	23	29	13	8	271
12	フッ素及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
13	砒素及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
14	四塩化炭素	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
15	1,4-ジニトロベンゼン	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
17	ジクロロメタン	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
18	トリクロロエチレン	0	8	1	23	17	18	8	0	1	24	29	4	8	141
19	トリクロロエチレン	0	8	1	23	17	18	8	0	1	24	29	4	8	141
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノール	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
21	ベンゼン	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
22	塩素酸	0	8	8	16	8	0	8	0	0	8	8	0	4	68
23	クロロ酢酸	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
24	クロロホルム	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
25	ジクロロ酢酸	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
26	ジクロロメタン	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
27	臭素酸	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
28	縮トリクロロメタン	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
29	トリクロロ酢酸	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
30	テトラクロロメタン	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
31	テトラクロロエチレン	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
32	テトラフルオロエチレン	0	8	0	8	8	0	8	0	0	8	8	0	4	52
33	亜鉛及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
34	アモニウム及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
35	鉄及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
36	銅及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
37	トリウム及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
38	マグネシウム及びその化合物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
39	塩化物イオン	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	162
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
41	蒸発残留物	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
42	陰イオン界面活性剤	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
43	ジエタノール	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	154
44	2-メチルイソブチルアルコール	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	154
45	非イオン界面活性剤	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
46	フェノール類	0	8	0	23	17	18	8	0	0	8	8	0	8	98
47	有機物(TOC)	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	162
48	pH値	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	162
49	味	8	8	8	8	16	8	8	8	8	8	16	8	4	116
50	臭気	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	162
51	色度	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	162
52	濁度	8	8	8	23	25	26	8	8	8	8	16	8	8	162
53	アミン及びその化合物	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
54	ケイ素及びその化合物	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
55	ニッケル及びその化合物	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
56	1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
57	トルエン	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
58	フルオロゲン（2-イソプロピル）	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
59	亜硫酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	二酸化塩素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	ジクロロアセチル	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
62	抱水コロイド	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
63	農薬類（内訳書第3号のとおり）	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
64	残留塩素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	マンガニン及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	遊離炭酸	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
68	1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
69	メチル tert-ブチルエーテル	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
70	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
71	臭気強度（TON）	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
72	蒸発残留物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	濁度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	pH値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	腐食性（ラゲリア指数）	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
76	従属栄養細菌	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
77	1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
78	アモニウム及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	ペルフルオロオクタンスルホン酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	大腸菌（定量）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	嫌気性芽胞菌	6	14	21	14	9	18	10	10	21	16	21	4	0	164
82	セキウム134	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	0	28
83	セキウム137	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	0	28
84	有効塩素（単位：％）	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	16
85	塩素酸（単位：mg/kg）	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	16
86	臭素酸（単位：mg/kg）	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
87	アンモニウム態窒素	0	0	0	15	9	18	0	0	0	0	0	0	0	42
88	運搬	4	4	5	7	6	4	4	4	4	5	5	3	8	63
	合計	131	463	182	1079	1061	856	469	125	157	514	598	120	376	6131

※予定検体数は採水をしなくてもある臨時分を含めた合計数。

第1号 水質分析項目

(水質基準項目)

内訳書

番号	分析項目	52項目	50項目	40項目	10項目	かび臭 2項目
1	一般細菌	○	○	○	○	
2	大腸菌	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○		
4	水銀及びその化合物	○	○	○		
5	セレン及びその化合物	○	○	○		
6	鉛及びその化合物	○	○	○		
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○		
8	六価クロム化合物	○	○	○		
9	亜硝酸態窒素	○	○	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○		
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○		
14	四塩化炭素	○	○	○		
15	1,4-ジオキサン	○	○	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○		
17	ジクロロメタン	○	○	○		
18	テトラクロロエチレン	○	○	○		
19	トリクロロエチレン	○	○	○		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	○	○	○		
21	ベンゼン	○	○	○		
22	塩素酸	○	○			
23	クロ酢酸	○	○			
24	クロホルム	○	○			
25	ジクロロ酢酸	○	○			
26	ジブromokロロメタン	○	○			
27	臭素酸	○	○			
28	総トリハロメタン	○	○			
29	トリクロロ酢酸	○	○			
30	ブromodジクロロメタン	○	○			
31	ブromホルム	○	○			
32	ホルムアルデヒド	○	○			
33	亜鉛及びその化合物	○	○	○		
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○		
35	鉄及びその化合物	○	○	○		
36	銅及びその化合物	○	○	○		
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○		
38	マンガン及びその化合物	○	○	○		
39	塩化物イオン	○	○	○	○	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○		
41	蒸発残留物	○	○	○		
42	陰イオン界面活性剤	○	○	○		
43	ジオキシベンゼン	○		○		○
44	2-メチルイソボルネオール	○		○		○
45	非イオン界面活性剤	○	○	○		
46	フェノール類	○	○	○		
47	有機物(TOC)	○	○	○	○	
48	pH値	○	○	○	○	
49	味※	○	○		○	
50	臭気	○	○	○	○	
51	色度	○	○	○	○	
52	濁度	○	○	○	○	

※各項目の「○」は分析する項目であることを示しています。

※原水の場合、「味」は除きます。

第2号 水質分析項目

(水質管理目標設定項目(16項目))

内訳書

番号	分析項目	16項目
1	アンチモン及びその化合物	○
2	ウラン及びその化合物	○
3	ニッケル及びその化合物	○
4	1,2-ジクロロエタン	○
5	トルエン	○
6	フタル酸シ ^レ (2-エチルヘキシル)	○
7	亜塩素酸	
8	二酸化塩素	
9	ジクロロアセトニトリル	○
10	抱水クロラール	○
11	農薬類	
12	残留塩素	
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
14	マンガ ^ン 及びその化合物	
15	遊離炭酸	○
16	1,1,1-トリクロロエタン	○
17	メチル- ^テ ブチルエーテル	○
18	有機物等(過マンガ ^ン 酸カリウム消費量)	○
19	臭気強度(TON)	○
20	蒸発残留物	
21	濁度	
22	pH値	
23	腐食性(ランケリア指数)	○
24	従属栄養細菌	○
25	1,1-ジクロロエチレン	○
26	アルミニウム及びその化合物	

※各項目の「○」は分析する項目であることを示しています。

第3号 水質分析項目

(農薬類(37物質))

内訳書

番号	分析項目	37物質	番号	分析項目	37物質
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	○	61	チオベンカルブ	
2	2,2-DPA(ダラホン)		62	テフリトリオン	○
3	2,4-D(2,4-PA)	○	63	テルブカルブ(MBPMC)	
4	EPN		64	トリクロピル	○
5	MCPA	○	65	トリクロホン(DEP)	○
6	アシュラム		66	トリシラゾール	
7	アセフェート		67	トリフルリン	○
8	アトラシン		68	ナプロバミド	
9	アエロホス		69	パラコート	○
10	アミラズ		70	ピペロホス	
11	アラクロール		71	ピラクロニル	○
12	イソキサチオン	○	72	ピラゾキシフェン	
13	イソフェンホス		73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○
14	イソプロカルブ(MIPC)		74	ピリダフェンチオン	
15	イソプロチオラン(IPT)		75	ピリプチカルブ	
16	イプフェンカルバゾン	○	76	ピロキロン	
17	イプロベンホス(IBP)		77	フィプロニル	○
18	イミノクタジン		78	フェントロチオン(MEP)	○
19	インダノファン		79	フェノプロカルブ(BPMC)	
20	エスプロカルブ		80	フェリムゾン	
21	エトフェンプロックス		81	フェンチオン(MPP)	
22	エンドスルファン(ベンゾエビン)		82	フェントエート(PAP)	○
23	オキサジクロメホン		83	フェントラザミド	
24	オキシ銅(有機銅)		84	フサライト	
25	オリサストロビン		85	ブタクロール	
26	カスサホス		86	ブタミホス	
27	カフェンストール		87	ブプロフェジン	
28	カルタップ		88	フルアジナム	
29	カルハリル(NAC)		89	プレチラクロール	
30	カルボフラン	○	90	プロシメト	
31	キノクラミン(ACN)		91	プロチオホス	
32	キャプタン		92	プロピコナゾール	
33	グミルロン		93	プロピサミド	
34	グリホサート	○	94	プロベナゾール	○
35	グルホシネート	○	95	プロモブチド	○
36	クロメプロップ		96	ベミル	
37	クロロニトロフェン(CNP)		97	ベンシクロン	
38	クロルピリホス		98	ベンゾピシクロン	
39	クロタロニル(TPN)	○	99	ベンゾフェナップ	
40	シアナジン		100	ベンタゾン	○
41	シアノホス(CYAP)	○	101	ベンディイメタリン	
42	ジウロン(DCMU)	○	102	ベンフラカルブ	○
43	ジクロベニル(DBN)	○	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	
44	ジクロロホス(DDVP)		104	ベンプレセート	
45	ジクワット	○	105	ホスチアゼート	
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)		106	マラチオン(マラソン)	
47	ジチオカルバメート系農薬		107	メコプロップ(MCPP)	
48	ジチオピル		108	メゾミル	○
49	シハロホップブチル	○	109	メタラキシル	○
50	シマジン(CAT)	○	110	メチダチオン(DMTP)	○
51	シメタメトリン		111	メミノストロビン	
52	シメトエート		112	メトリブジン	
53	シメトリン		113	メフェナセート	
54	ダイアジン	○	114	メプロニル	
55	ダイムロン	○	115	モリネート	○
56	タゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	○			
57	チアシニル				
58	チウラム	○			
59	チオジカルブ				
60	チオファネートメチル				

※各項目の「○」は検査する項目であることを示しています。

特記仕様書

1 委託名

上水道水質分析業務委託（単価契約）

2 目的

本業務委託は、水道水の安全性を確保するために実施する水質検査の水質分析業務を委託するものである。

3 適用範囲

本仕様書は、川越市上下水道局（以下「発注者」という。）が委託する上水道水質分析業務委託（単価契約）に関し、必要な事項を定めるものである。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託場所

川越市大字中福360番地

6 委託内容

水道法第20条に規定されている定期水質検査及びその他必要とする浄水・原水の水質検査における水質分析（採水検体の運搬を含む）を実施する。

なお、原則としてすべての項目を受注者において分析するものとする。ただし、水質基準項目以外の一部の項目であれば、自らが実施することのできない項目については、水道法第20条に規定された登録水道検査機関へ再委託することができる。再委託する場合は、必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

（1）分析項目

「分析項目一覧表」に記載された分析項目とする。

（2）検査時期及び回数

別紙「令和8年度 水質検査予定表」のとおり。その他、検査の必要が生じた場合、随時検査を実施するものとする。その際は上下水道局担当者（以下「担当者」という。）の指示に従い適切に対応すること。

なお、「令和8年度 水質検査予定表」は、入札額を算出するにあたり参考として、現時点での予定数を示したものであり、実施数を保証するものではない。

（3）分析方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号（最新改正版））、水質管理目標設定項目については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添4水質管理目標設定項目の検査方法（平成15年厚生労働省（最新改正版））、残留塩素については「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成15年厚生労働省告示第318号（最新改正版））、指標菌については「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年厚生労働省（最新改正版））、放射性物質については「水道水等の放射能測定マニュアル」（平成23年厚生労働省（最新改正版））、水道用薬品類については「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」別添水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（平成12年厚生労働省（最新改正版））、

その他の項目については「上水試験方法」（最新版）等に準拠する方法により行う。

数値の取扱い（定量下限等）については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年厚生労働省（最新改正版））及び関係する通知・マニュアル等（最新改正版）に基づき実施することとする。

（４）採水検体の運搬等

- ・採水検体の運搬は、原則として受注者が行うものとする。また、検体の採水は、原則として発注者が行うものとする。
- ・受領した採水検体は、上記検査方法の規定に基づき、暗所保冷及び破損防止の措置を施し、速やかに運搬及び水質分析を行うこととする。なお、緊急時（災害、水質事故等）にも対応できるように通常時においても、検体受け渡しから1時間以内に全ての項目について検査開始できる体制を整えておくこと。
- ・採水検体の引き渡しは、発注者の指定する場所（原則として、川越市大字中福360番地）とし、検体受領は担当者立会のもとで行うものとする。
- ・検体の採水容器（採水時に必要な試薬類を含む）は、受注者の負担とし、常に一定の採水ができるように、指定の場所に搬入しておくものとする。

7 一般事項

- ・水質分析に従事する者は、十分な経験を有する者とする。
- ・受注者は、業務が円滑に実施できるよう事前に責任者を定めておくこと。
- ・受注者は、業務を実施するにあたり、関係法令等を遵守すること。
- ・業務の実施にあたっては、担当者と十分に連絡・調整を行うものとする。
- ・急を要する水質検査の必要性が生じた場合、受注者は全面的に協力すること。
- ・受注者は、分析体制の整備、作業の記録、機器の整備、精度管理の実施及び記録等を行い、分析結果の信頼性確保に努めることとする。また、これらの事項を確認するために、発注者は、随時、受注者に対して立入検査を実施できるものとする。
- ・発注者は分析結果等に疑義が生じた場合、発注者が指定する日時及び場所で受注者の水質分析責任者に説明を求めることができ、受注者はこれに応じるものとする。また、発注者は再検査を指示することができるものとし、この場合の費用は、発注者・受注者協議のうえ決定する。

8 事前提出書類

- ・委託業務実施計画書
- ・標準作業手順書
- ・精度管理に関する書類、その他担当者の指示する事項

9 業務完了報告書等

（１）結果の報告

業務が完了したときは、次の事項を厳守し、報告書を持参して提出するとともに、担当者の検収を受けるものとする。

また、担当者が指定した分析項目及び基準値を超過した項目などについては、分析完了後、直ちに速報値を報告するものとする。

*提出期限：原則として、検体受領後30日以内

（ただし、担当者の指示する場合は、それに従うものとする。）

*提出部数：1部（加えて、電子化された数値の提出に協力すること。）

*提出先：あらかじめ指定されたところ。

(2) 報告の内容

報告書には、次の事項を記載すること。

- | | | | |
|------------------|---------------|-----------|--------|
| *検体の名称 | *検体の採水年月日 | *検体の受領年月日 | *発行年月日 |
| *検査項目 | *検査方法 | *検査結果 | *単位 |
| *定量下限値 | *検査完了年月日 | *検査員の職、氏名 | |
| *検査機関名、所在地及び登録番号 | *検査結果の根拠となる書類 | | |
| *その他担当者が指示する事項 | | | |

(3) 書類等の保管

分析に使用した野帳、分析チャート、機器の整備に関する記録その他の水質検査に係る書類は、報告書提出後5年間保存し、必要があるときには提出に応じるものとする。

(4) 入札価格の算出、支払い等

- ・入札額は、各項目の分析単価の合計（税抜き）とする。
- ・各項目の分析単価は、その合計額を本委託内訳表の案分率に基づき配分し、決定する。配分の際は、各項目の1円に満たない端数を切り捨て、単価の合計と総計との差額については、案分率の高い項目により調整を行うものとする。
- ・支払い方法は月払いとする。
- ・委託料の月額は、委託業務が完了した分析項目の数に分析単価を乗じ、その合計額に消費税率を乗じて得た額とする。なお、1円未満は切捨てとする。

(5) その他

- ・本仕様書に定めのない事項、業務中に生じた疑義については、発注者・受注者双方が協議をして別途定めるものとする。
- ・この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

令和8年度 水質検査予定表

浄 水					原 水 等(水源を除く)						
採水日		検査項目	検体数	採水地点	備考	採水日		検査項目	検体数	採水地点	備考
月	日					日	日				
4	15	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
	16	放射性物質(セシウム134・137)	7	浄水場出口(場内給水栓等)							
5	7	水質基準項目(52項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
6	2	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓		23~25	水道用薬品(有効塩素・塩素酸)	8	浄水場・受水場		
	23~25	塩素酸	8	浄水場・受水場出口(場内給水栓等)							
7	1	水質基準項目(52項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓		22	水質基準項目(40項目)+アンモニア態窒素	1	古谷浄水場(災害用)		
	9	放射性物質(セシウム134・137)	7	浄水場出口(場内給水栓等)		未定	県計画・目標設定項目(11項目+農薬23)	1	郭町(浄)4井・場内給水栓		衛生研究所
		塩素酸	8	浄水場・受水場出口(場内給水栓等)							
8	4	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓		25~27	水道用薬品(有効塩素・塩素酸・臭素酸)	8	浄水場・受水場		
		水質管理目標設定項目(16項目	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
		+農薬類37物質)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
	6	水質基準項目(52項目)	8	浄水場・受水場出口(場内給水栓等)							
9	1	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
10	1	水質基準項目(52項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
	14	放射性物質(セシウム134・137)	7	浄水場出口(場内給水栓等)							
11	4	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
12	1	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
1	6	水質基準項目(52項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓		未定	県計画・目標設定項目(11項目)	1	郭町(浄)4井・場内給水栓		衛生研究所
	13	放射性物質(セシウム134・137)	7	浄水場出口(場内給水栓等)							
2	2	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							
	4	水質基準項目(50項目)	8	浄水場・受水場出口(場内給水栓等)							
3	1	水質基準項目(10項目)+かび臭(2項目)	8	浄水場・受水場系末端給水栓							

※ 備考欄中、「衛生研究所」は埼玉県衛生研究所で分析します。それ以外は上水道水質分析業務委託(単契)で分析します。

※ 水道法関連の改正、水質状況等により、検査体制を見直す場合があります。

< その他 > 水源については別紙のとおり

令和8年度 水質検査予定表(原水)

採水箇所	水源名	No.	日程												検査回数(回)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
郭町浄水場	第1水源	1		12A		7D				10A				3AC	4
	第2水源	2		12A		7D				10A				3AC	4
	第3水源	3		12A		7D				10A				3AC	4
	第4水源	4		12A		7D				10A				3AC	4
新宿浄水場	第1水源	5			3AB			8D			2AB		8ABC		4
	第2水源	6			3AB			8D			2AB		8ABC		4
	第3水源	7			3AB			8D			2AB		8ABC		4
	第4水源	8	21B	11B	3AB	2B	12B	8D	6B	5B	2AB	7B	8ABC	2B	12
	第5水源	9	21B	11B	3AB	2B	12B	8D	6B	5B	2AB	7B	8ABC	2B	12
	第6水源	10			3AB			8D			2AB		8ABC		4
	第7水源	11	21B	11B	3AB	2B	12B	8D	6B	5B	2AB	7B	8ABC	2B	12
	第8水源	12			3AB			8D			2AB		8ABC		4
霞ヶ関第一浄水場	第1水源	13			8AC			3D			3AC		9AC		4
	第2水源	14			8A			3D			3A		9AC		4
	第3水源	15			8A			3D			3A		9AC		4
	第4水源	16			8A			3D			3A		9AC		4
	第5水源	17			8AB			3D			3AB		9ABC		4
今福浄水場	第1水源	18			4AB			10D			8AB		16ABC		4
	第2水源	19	21B	11B	4AB	2B	12B	10D	6B	5B	8AB	7B	16ABC	2B	12
	第3水源	20			4AB			10D			8AB		16ABC		4
	第4水源	21	21B	11B	4AB	2B	12B	10D	6B	5B	8AB	7B	16ABC	2B	12
	第5水源	22			4A			10D			8A		16AC		4
伊佐沼浄水場	第1水源	23	22A				13D			11A		19AC			4
	第2水源	24	22A				13D			11A		19AC			4
	第3水源	25	22A				13D			11A		19AC			4
	第4水源	26	22A				13D			11A		19AC			4
	第5水源	27	22A				13D			11A		19AC			4
	第6水源	28	22A				13D			11A		19AC			4
仙波浄水場	第1水源	29		14AB		14D			7AB			14ABC			4
	第2水源	30		14AB		14D			7AB			14ABC			4
	第3水源	31		14AB		14D			7AB			14ABC			4
	第4水源	32		14AB		14D			7AB			14ABC			4
	第5水源	33		14AB		14D			7AB			14ABC			4
	第6水源	34		14AB		15D			7AB			14ABC			4
	第7水源	35		14AB		15D			7AB			14ABC			4
	第8水源	36		14AB		15D			7AB			14ABC			4
	第9水源	37		14AB		15D			7AB			14ABC			4
	第10水源	38		14AB		15D			7AB			14ABC			4
霞ヶ関第二浄水場	第1水源	39			8A		18D				3A		9AC		4
	第2水源	40			8A		18D				3A		9AC		4
	第3水源	41			8A		18D				3A		9AC		4

※日程中の数字は採水予定日(検体受渡し予定日)、アルファベットは検査項目の種類(下記参照)。

- A : 指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)
- B : 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- C : TCE・PCE(トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン)
- D : 水質基準項目(40項目)+指標菌+アンモニア態窒素